

平成 26 年 3 月 20 日

第 1 回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 平成26年3月20日(木) 午前9時 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	志村 忠昭	2番	塩野 拓二
3番	金井 浩三	4番	村井 保夫
5番	隅岡 美子	6番	村岡 清邦
7番	小川 保	8番	古川 幸義
9番	村井 勉	10番	尾崎 忠義
11番	渡邊美喜子	12番	庄野 克宏
13番	門 瀧雄	14番	佐々木 勇

1、欠席議員

なし

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	亀井 孝行
教 育 長	田尾 勝
会計管理者	松下 義夫
町長公室長	高嶋 好弘
総務課長	石原 光弘
政策企画課長	岡部 登
税務課長	中川 隆弘
住民課長	神原 宏一
福祉保健課長	山下 俊和
福祉保健課主幹	氏家 幸子
環境課長	中野 弘之
建設課長	島田 和博
産業課長	岡 敦憲
消防長	前原 成俊
上下水道課長	河田 数明
教育課長	矢野 修司

1、議会事務局職員

事務局長	宮武 孝利
書 記	宮本 和季

1、審議事項

別紙添付のとおり

開会 午前9時00分

議長（志村 忠昭）

おはようございます。

本日も定刻にご参集を頂きまして、誠にありがとうございます。

ただ今、出席議員は14名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付の通りであります。

なお、議案第22号 多度津町副町長の選任についてが追加提出されておりますのでご報告いたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、6番村岡清邦君、9番村井勉君を指名いたします。

日程第2、委員長報告を行います。

最初に、3月12日に開催されました総務教育常任委員会の結果について、委員長の報告を求めます。

総務教育常任委員会委員長 村井勉君。

総務教育常任委員会委員長（村井 勉）

皆さん、おはようございます。

去る平成26年3月12日に開催いたしました総務教育常任委員会の結果を次のとおり報告いたします。

#### 審議事項

議案第1号 多度津町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例（案）の制定について

議案第2号 多度津町消防長及び消防署長の資格を定める条例（案）の制定について

議案第3号 職員の看護休職に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定について

議案第4号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定について

議案第5号 多度津町公共用財産管理条例の一部を改正する条例（案）の制定について

議案第6号 多度津町敬老祝金に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定について

議案第7号 多度津町消防手数料に関する条例の一部を改正する条例（案）の

制定について

議案第 8 号 平成 25 年度多度津町一般会計補正予算（第 6 号）について

議案第 9 号 平成 25 年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第 3 号）  
について

議案第 10 号 平成 25 年度多度津町特別会計公共下水道補正予算（第 3 号）に  
ついて

議案第 11 号 平成 25 年度多度津町特別会計介護保険補正予算（第 3 号）につ  
いて

議案第 12 号 平成 25 年度多度津町特別会計後期高齢者医療補正予算（第 1 号）  
について

議案第 13 号 平成 26 年度多度津町一般会計予算について

議案第 14 号 平成 26 年度多度津町特別会計国民健康保険予算について

議案第 15 号 平成 26 年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所予算につ  
いて

議案第 16 号 平成 26 年度多度津町特別会計公共下水道予算について

議案第 17 号 平成 26 年度多度津町特別会計介護保険事業予算について

議案第 18 号 平成 26 年度多度津町特別会計後期高齢者医療予算について

議案第 19 号 平成 26 年度多度津町水道事業会計予算について

請願第 1 号 「特定秘密保護法の廃止を求める意見書」の提出を求める請願

請願第 2 号 「伊方原発の再稼働に反対する意見書」の提出を求める請願

審議の結果、議案第 1 号から議案第 19 号、請願第 1 号、請願第 2 号について、  
委員、傍聴議員より、

一つ、自主防災組織の活動に対してのバックアップのための補助をしていって  
はどうか。

一つ、繰越金が過大に出る場合、予算執行上、住民に還元するような考えはな  
いのか。

一つ、白方小学校にある昇降機を中学校に持っていき、安全に使用することは  
できるのか。

一つ、道路舗装の修繕において、緊急的な補修だけでは限界があると思うが、  
今後どのように考えているのか。

一つ、麻田総合病院が保健医療機関の指定の取り消しを受け、他へ経営譲渡し  
たが、多度津町にどのような影響があるのか。

一つ、がんばる地域交付金がもらえる可能性はあるのか。

一つ、平成 26 年度施政方針の中に、「臨時福祉給付金」と「子育て世帯臨時

- 特例給付金」の支給に努めるとある。具体的に取り組んでいただきたい。
- 一つ、老朽化した排水路、排水勾配の取れていない水路の改修についてはどう考えているのか。
  - 一つ、今回の改築に合わせ、多度津中学校の南側にある道路の拡幅工事を進める考えはないのか。
  - 一つ、小型家電リサイクル事業として、町内に回収ボックスを設置しているが、回収量はどのぐらいなのか。
  - 一つ、耕作放棄地対策に対する補助金は農業振興地域外の耕作放棄地に対しても適用されるのか。
  - 一つ、川西阿庄線道路新設工事はいつから開始するのか。
  - 一つ、第6次多度津町総合計画策定業務委託料 500 万円は総合計画策定に当たっての全予算の総額になるのか。
  - 一つ、河川費が前年度より大幅に増加した内容は何か。
  - 一つ、S Tジョイントの普及率はどうなっているのか。
  - 一つ、特定秘密保護法はすでに国会にて成立しており、国民主権の根本に関わる国民の知る権利が侵されるとは思わないので現段階で廃止を求めるのは適当でないと考えするため「特定秘密保護法の廃止を求める意見書」の提出を求める請願の採択に反対したい。
  - 一つ、特定秘密の定義が曖昧であり、公務員が萎縮し、国民の知る権利が侵害されるおそれがあり、秘密指定は何度でも延長可能で、内閣が認めれば30年を超えるような永続的なものになることから、「特定秘密保護法の廃止を求める意見書」の提出を求める請願の採択に賛成したい。
  - 一つ、伊方原発の再稼働については原子力規制委員会において安全性を審査されているところであり、意見書の提出は時期早々と考えるため「伊方原発の再稼働に反対する意見書」の提出を求める請願の採択に反対したい。
  - 一つ、原発事故により約15万人の方々が故郷に帰れず、複合災害における避難計画が決まっていない状況であり、自然エネルギーへの転換が求められていると思っているため、「伊方原発の再稼働に反対する意見書」の提出を求める請願の採択に賛成したい。

その他多くの意見、要望があり、それに対して執行部より、

- 一つ、町としては、住民に防災に対する心構えを高めてもらうために、自主防災組織を立ち上げようとしている自治会を重点的に補助している。活動助成については今後検討していきたい。
- 一つ、財政調整基金の適正額はいくらがよいのかも考えながら、繰越金を住民

に還元することを考えていかなければならないと思っている。

- 一つ、中学校関係者が昇降機の使用について認識できていないため、卒業式が終わった後、使用可能かを中学校関係者と検討し、使用するかしないかを決めていきたい。
- 一つ、財政状況を踏まえながら、住民生活の改善のため、自治会要望等の道路補修をやっていこうと考えている。
- 一つ、県の認可が下りれば、今の麻田病院の体制で引き継がれていくと思っている。
- 一つ、がんばる地域交付金に該当する事業の把握をしているところである。該当する事業があれば充てていきたい。
- 一つ、「臨時福祉給付金」と「子育て世帯臨時特例給付金」の給付金については補正予算で対応していくようにしているが、事務費関係のシステム改修費については当初予算で対応していくようにしている。
- 一つ、排水路の改修については防災面を中心に行っている。今後は予算確保ができれば進めていきたい。
- 一つ、多度津中学校の南側にある道路については、1 mほど北側へセットバックし、道路の幅を4 m以上確保する予定であるが、クランク部分についてはできるだけ考慮し住民の方が安心して通れるようにしたいと思っている。
- 一つ、小型家電の回収量としては月に10 kgほどである。
- 一つ、耕作放棄地対策の補助事業は農振地域に限らず行っているが、オーリーブ限定で行っているのが現状である。
- 一つ、川西阿庄線道路新設工事は国庫補助事業で行うため、事業申請が受理された中で工事に取り組んでいくが、稲作と用地買収の関係で秋以降に開始する予定である。
- 一つ、第6次多度津町総合計画策定業務委託料500万円は前回の総合計画策定業務委託料の金額を基に算定したもので、平成26年度分のみである。金額については500万円を最大で考えている。
- 一つ、河川費の増はポンプの改修費と遊水池の排水対策の県負担金等である。
- 一つ、STジョイントの普及率については把握していないが、耐震化率については導水管4.19%、送水管40.07%、配水管5.19%である。

以上のような答弁があり、審議の結果、議案第1号から議案第19号については、委員会として原案を可決し、請願第1号、請願第2号については、採決の結果、委員会として不採択とした。

またその他として、執行部より他2件の報告がありました。以上でございます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、委員長報告を終わります。

ただ今の委員長報告に対する質疑については、この後の議案審議の時にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

日程第 3、議案第 1 号 多度津町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第 10 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例（案）の制定についてを、議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第 1 号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決することに決定いたしました。

日程第 4、議案第 2 号 多度津町消防長及び消防署長の資格を定める条例（案）の制定についてを、議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第 2 号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決することに決定いたしました。

日程第5、議案第3号 職員の看護休職に関する条例の一部を改正する条例(案)の制定についてを、議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第3号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決することに決定いたしました。

日程第6、議案第4号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(案)の制定についてを、議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第4号についてを、採決いたします。



本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決することに決定いたしました。

日程第7、議案第5号 多度津町公共用財産管理条例の一部を改正する条例(案)の制定についてを、議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第5号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決することに決定いたしました。

日程第8、議案第6号 多度津町敬老祝金に関する条例の一部を改正する条例(案)の制定についてを、議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

尾崎君。

議員(尾崎 忠義)

10番、尾崎忠義でございます。

私は平成26年第1回多度津町議会3月定例会におきまして、議案第6号 多度津町敬老祝金に関する条例の一部を改正する条例(案)の制定について次の

点で反対討論をいたします。

この議案は昨年12月議会において「敬老祝金支給事業の見直しと高齢者福祉タクシー事業の創設について」の議案提案があり、事業の目的として「高齢者に対し、福祉タクシー利用券を交付し、タクシー料金を一部助成することにより、高齢者の交通手段の確保と経済的負担の軽減を図り、もって福祉の増進に寄与する」としております。そして、対象者は4月1日現在で1年以上居住する80歳以上の方、対象人数（平成25年10月1日現在）2,342名であり、助成額として、500円券が年に10枚、つまり、1年に5,000円とし助成方法は毎年利用しようとする者は申請書を提出するということでもあります。申請率80%、利用率50%。必要経費として総事業費として、433万円を敬老祝金から捻出し、このたび条例改正をして、平成26年4月1日から実施するというものでございます。そこで今、多度津町では、現在、敬老祝金は77歳が10,000円、88歳が15,000円、90歳が20,000円、99歳以上30,000円を節目の年にあたる高齢者に対し、敬老祝金として支給されており、大変よろこばれております。しかし、今回の提案では、77歳の敬老祝金10,000円は据え置き、現行のまま。88歳の祝金を5,000円減額しての10,000円に、90歳に支給していた祝金全額を廃止し0円に、99歳以上の祝金を10,000円減額しての20,000円にするというものであり、88歳、90歳、99歳以上の高齢者に対し、近隣市町に先がけて、老人福祉の切り捨てそのものになっております。

そこで、町内の高齢者の方々の生の意見はどういうことか、①タクシー券はタクシー以外のものには使えないが、祝金であれば何でも使える。②使い勝手が良いので敬老祝金現行制度を変更しないでほしい。③88歳、90歳、99歳は年をとるにつれて、体力的にタクシー利用ができないし、またいつまでも元気ではないので、知らない、忘れていることなど、一人暮らしや高齢になれば申請できないことにもなりかねないので、祝金を削ったり、廃止することには納得がいかない。④節目支給としての敬老祝金は年をとれば収入もなく、一時金の支給はうれしいもので、他人からは祝金をもらったことがなく、町が祝金を出してくれるから、生きていてよかったと思うので廃止や削減をしないでほしい。⑤町職員の仕事量が増えるのではないのか。⑥88歳以上の本人への受け取りは家族が受け取るということは当然で、介護や入所、入院などで面倒をみている立場も考えてほしい。⑦80歳以上というが一律にタクシーを利用できるとは限らない。⑧近いところへ利用したときにタクシー運転手の機嫌が悪かったこともあり、特に荷物が多いときには気兼ねをして困っているのです。⑨年金から強制天引きされての納税、その上、昨年10月、今年4月からの年金引き下げが行われ、最終的には2.5%も下げられると言われており、その上、この4月からの消費税8%値上げでは生活が苦しくて不安。その上に節目にしか支

給してくれない敬老祝金を削減して、タクシー券にするなど、年寄りいじめをするのであれば、税金は払わないぞ。収入のない年寄りの意見も聞いてくれ。⑩我々の年代、80歳以上は直接の戦争体験者であり、飲まず、食わず耐え忍んできたのに、ささやかな望みを失わせないようにしてほしい。収入もないので、敬老祝金は現行のまま続けてほしいことを願うのみです。⑪デマンドタクシー、乗り合いタクシー、町内巡回バスなどの町内地域交通の整備をして病院、買い物など気楽に行けるようにしてほしい。

以上のことから、今回の議案第6号 多度津町敬老祝金に関する条例の一部を改正する条例（案）については、福祉制度を後退させるものであり、老人福祉の切り捨て、削減そのもので、今回の改正による見直しについては無理があり、道理がないものであります。そして、敬老祝金支給事業と高齢者福祉タクシー事業とは相異なるもので別個の問題であります。節目支給の敬老祝金を削減や廃止をするのではなく、そのためには、町内地域生活交通の再生を別財源を捻出して「町民の足を確保する」ために「交通弱者対策」をはかるべきであります。

したがって、議案第6号 多度津町敬老祝金に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定については、老人福祉に逆行しており、個々に不平等と格差を生じるので、現行制度を維持し、条例改正に対しては反対をいたします。以上。

議長（志村 忠昭）

他にありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ないようですので、これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第6号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（志村 忠昭）

起立多数と認めます。

よって本案は、原案の通り可決することに決定いたしました。

日程第9、議案第7号 多度津町消防手数料に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第7号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決することに決定いたしました。

日程第10、議案第8号 平成25年度多度津町一般会計補正予算(第6号)についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第8号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決することに決定いたしました。

日程第11、議案第9号 平成25年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算(第3号)についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第9号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決することに決定いたしました。

日程第12、議案第10号 平成25年度多度津町特別会計公共下水道補正予算(第3号)についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第10号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決することに決定いたしました。

日程第13、議案第11号 平成25年度多度津町特別会計介護保険補正予算(第3号)についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第11号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決することに決定いたしました。

日程第14、議案第12号 平成25年度多度津町特別会計後期高齢者医療補正予算(第1号)についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第12号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決することに決定いたしました。

日程第15、議案第13号 平成26年度多度津町一般会計予算についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

尾崎君。

議員（尾崎 忠義）

10番、尾崎忠義でございます。

私は、平成26年第1回多度津町議会3月定例会におきまして、議案第13号平成26年度多度津町一般会計予算について、次の点で反対討論をいたします。

私は国も廃止している同和事業について款1、議会費における負担金補助金及び交付金での香川人権研究所団体会費20,000円。款3、民生費での人権同和施策事業費4,152,000円。款10、教育費における5、社会教育費の人権同和教育事業費2,414,000円としての計6,586,000円の予算が計上されており、昨年の予算6,274,000円より312,000円も増額されております。そこで我が国で、初めて地域社会を対象にした権利宣言である「地域人権憲章」では、①自由権、②幸福追求権、③住民自治権の3つの柱が掲げられており、新しい地域社会論が展開されております。また、日本国憲法の人権と民主主義、住民自治確立の理念を地域社会で活かし、実現することを目標として「いつまでも住み続けられ、平和で人間らしい暮らしができる地域社会をめざしての地域人権の確立」がうたわれております。また住民は誰もが人間として尊厳が保障され、健康で文化的で平和な生活を送ることを願い、日本国憲法は、これを「基本的人権の重要な柱」として保障しています。住民自治を基本とする地方自治体はこうした基本的人権を保障するための「住民の命と暮らしを守るとりで」として重要な役割を担っております。また自治体は「この国の民主主義の重要な土台」でもあります。そして「憲法を暮らしの中に生かし、住みよい地域社会」の実現をめざすことを掲げています。そして「人権、教育と自治を守る」として、大部分の自治体からの回答では、多少の逆流があっても同和行政の終結は不可逆的な流れであることです。2002年3月31日に国の同和対策が終結して、今年はまだ12年になろうとしておりますが、国の同和対策の終結を受けて、全国の地方自治体も終結の方向に動いており、終結の仕方も行政のトップの決断による終結と審議会の議論を経た終結の2つですが、もちろん、その背景には住民による粘り強い運動があったことは住民自治の観点からも無視できないと思われまます。全国の各自治体によって違いはあるものの、現在、同和行政の終結は着実に前進してきております。そこで、最も重要なことは、法的根拠のない民間任意運動団体への対応をキッパリとやめることで「同和行政を終了する」ことが大切であります。そのためには、①行政は、中立性、公平性の立場であるにもかかわらず、これまで特定任意運動団体への「旗びらき」に毎年、首長及び行政職員が参加するのは中止すべきであります。②同和問題に関する民間

任意運動団体とのこれまでの関係を保ちつつ、補助金のみならず、他の各種人権施策の見直しを進めていくことは困難であります。③自主的な行政施策を推進するために、あらゆる民間任意運動団体との関係を終了し、他の地域と同様に必要性に応じた一般施策を推進することが真の同和問題の解消につながるものであるので、対応の変更を決断すべきであります。④町内に「特定団体」もなければ「特定地域」もない我が多度津町が同和行政終結自治体になることが今こそ必要であります。

したがって、議案第 13 号 平成 26 年度多度津町一般会計予算については法的根拠のない民間任意運動団体が行う様々な行事、研修会に町職員も含め参加する行政経費など公金支出の透明性を高め、公益性の観点からも見直しをする必要があります、これらの財源は子どもの医療費 15 歳までの中学校卒業までの窓口無料化の実現、高齢者など交通弱者に対する町内生活交通再生への活用、防災対策の避難訓練実施などに使うべきであり、したがって、議案第 13 号 平成 26 年度多度津町一般会計予算については、住民自治権を取り戻す意味においても、改善すべき点があるので反対をいたします。以上。

議長（志村 忠昭）

他にありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ないようですので、これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第 13 号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（志村 忠昭）

起立多数と認めます。

よって本案は、原案の通り可決することに決定いたしました。

日程第 16、議案第 14 号 平成 26 年度多度津町特別会計国民健康保険予算についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）





討論なしと認めます。  
これをもって、討論を終結いたします。  
これより、議案第 16 号についてを、採決いたします。  
本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)  
ご異議なしと認めます。  
よって本案は、原案の通り可決することに決定いたしました。  
日程第 19、議案第 17 号 平成 26 年度多度津町特別会計介護保険事業予算についてを議題といたします。  
これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。  
(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)  
質疑なしと認めます。  
これをもって、質疑を終結いたします。  
これより、討論に入ります。  
(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)  
討論なしと認めます。  
これをもって、討論を終結いたします。  
これより、議案第 17 号についてを、採決いたします。  
本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)  
ご異議なしと認めます。  
よって本案は、原案の通り可決することに決定いたしました。  
日程第 20、議案第 18 号 平成 26 年度多度津町特別会計後期高齢者医療予算についてを議題といたします。  
これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。  
(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)  
質疑なしと認めます。  
これをもって、質疑を終結いたします。  
これより、討論に入ります。  
(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)



これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第 20 号についてを、採決いたします。

本案は、原案の通り、認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り認定することに決定いたしました。

日程第 23、請願第 1 号「特定秘密保護法の廃止を求める意見書」の提出を求める請願を議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

まず、原案に賛成者の発言を許します。

尾崎君。

議員 (尾崎 忠義)

10 番、尾崎忠義でございます。

私は平成 26 年第 1 回多度津町議会定例会におきまして、総務教育常任委員会に付託された「特定秘密保護法の廃止を求める意見書」の提出を求める請願書第 1 号について賛成の立場で討論をいたします。

「民主主義には秘密はいらない」知識人、文化人、芸能人、ジャーナリスト、司法関係者など多くの国民が訴えているように、秘密保護法は国政の重要問題で国民の目と耳、口をふさぎ、国民の知る権利、言論・表現の自由を脅かし、日本国憲法の基本原理を根底から覆す希代の悪法であります。それは日本を「海外で戦争をする国」につくりかえるために、国家が強権的に情報を統制し、国民の言論・表現を抑制することを目的としているからであります。元々、数多くの日米密約に示されているように、日本は先進国の中でも不当に秘密にされていることが特段に多い国でもあり、その国に秘密保護法を持ち込むことは日本社会を文字通りの暗黒社会へと逆行させるものであります。現在でも T P P 交渉が秘密裏に行われていることをみても分かる通り、国民には何一つ分からないではありませんか。この請願書の提出者である九条の会多度津 代表世話人である高口嘉一先生は太平洋戦争に従軍し、あの忌まわしい戦争の実体験をした数少ない教師の 1 人であり、このような「機密保護法」が強行されれば戦前、戦時中における「治安維持法」と同じようなことになり、教え子が再

び戦場に行かなければならなくなると語っており、この「特定秘密保護法の廃止を求める意見書」の提出を求める請願書を多度津町の地元町議会に提出されたわけであります。改憲の動きと一体に進められている秘密保護法が基本的人権をはじめ、憲法の民主的原理を根底から否定しようとしていることに対しても広範な諸団体、個人からの批判が集中しております。安倍政権は国会の多数で秘密保護法を強行しましたが、これに反対する世論と運動の急速な広がりには日本国民の中に平和と民主主義を求める巨大なエネルギーが存在することを示しております。したがって、民主主義破壊の悪法に反対する一点での共同を広げ、世論と運動によってこの悪法を包囲し、廃止に追い込むためにも、国会に秘密保護法の廃止法案を提出し、戦うことが緊急となっており、特に全国の各市町村でこの「特定秘密保護法の廃止を求める意見書」の採択が必要となっております。

したがって、私は総務教育常任委員会に付託された「特定秘密保護法の廃止を求める意見書」の提出を求める請願書第1号については賛成をいたします。以上。

議長（志村 忠昭）

次に、原案に反対者の発言を許します。

佐々木君。

議員（佐々木 勇）

「特定秘密保護法の廃止を求める意見書」の提出を求める請願に反対する討論を申し上げたいと思います。

特定秘密保護法はすでに国会にて成立しており、国民主権の根本に関わる国民の知る権利が侵害されるとは思わないので現段階で廃止を求めるのは適当でないと考えため採択には反対をいたしたいと思います。以上。

議長（志村 忠昭）

他に討論はありませんか。

村岡君。

議員（村岡 清邦）

私は「特定秘密保護法の廃止を求める意見書」の提出を求める請願に賛成の立場で討論に参加をします。

この法律は特定の情報を政府が恣意的に秘密指定できるようにするもので、構成の検証も保障されていない。国民の知る権利や表現の自由、言論の自由、取材・報道の自由を著しく制限しかねないものであること。問題点を挙げますと、特定秘密の定義が極めて曖昧で、行政機関の長の判断次第で秘密の範囲が際限なく拡大する危険性が高いこと。また厳罰化により公務員が萎縮し、国民の知る権利が侵害されるおそれが強いこと。さらに秘密を取得した者や漏えい

を教唆した者も処罰され、報道機関の取材活動のみならず、行政を調査、監視しようとする市民の活動も罪に問われかねないこと。有識者会議を設置しても個々の秘密指定の妥当性をチェックする権限は与えられないことなど。また、秘密指定は何度でも延長可能で、内閣が認めれば30年を超え、永続的に情報開示を拒むことができること。特定秘密取扱の適正評価のため、民間業者や行政機関職員などのプライバシーが著しく侵害されるなど、憲法の理念や民主主義の基盤を根底から崩し、言論統制に導く内容が多く含まれている法律であります。以上のことから、私は「特定秘密保護法の廃止を求める意見書」の提出を求める請願の採択に賛成いたします。以上です。

議長（志村 忠昭）

他に討論はありませんか。

渡邊君。

議員（渡邊 美喜子）

11番、渡邊美喜子でございます。

請願第1号「特定秘密保護法の廃止を求める意見書」の提出を求める請願について賛成の立場で討論いたします。

昨年12月6日に国会で強行採決されました。その後、実施しました電話での世論調査によりますと、特定秘密保護法を今後どのようにすればよいかという問いに対しまして、このまま施行は9.4%、修正と廃止を求めるは、実に82.3%であり、多くの国民が見直しを求めています。法律に不安を感じたと答えた人も70.8%に達しております。廃案にすべきだと考えます。国民の知らないうちに一部の人たちで政治が行われること。チェック機能は不透明で、不十分であり、公益性も失われる可能性があること。国民の知る権利が失われ、密室による政治の施策が行われる危険性を強く感じます。また国民が情報公開を求めることも侵害され、処罰の対象となると、真実が国民に公開されないことにより、民主主義、国民本位、国民主権とは掛け離れています。国民の知る権利が尊重されることを望み、請願第1号「特定秘密保護法の廃止を求める意見書」の提出を求める請願には賛成であります。以上です。

議長（志村 忠昭）

他に討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ないようですので、これをもって、討論を終結いたします。

これより、請願第1号についてを採決いたします。

請願第1号に対する委員長報告は不採択です。

請願第1号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 (志村 忠昭)

起立少数です。

よって、請願は不採択することに決定いたしました。

日程第 24、請願第 2 号「伊方原発の再稼働に反対する意見書の提出を求める請願」を議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

まず、原案に賛成者の発言を許します。

尾崎君。

議員 (尾崎 忠義)

10 番、尾崎忠義でございます。

私は平成 26 年第 1 回多度津町議会 3 月定例会におきまして、総務教育常任委員会に付託された「伊方原発の再稼働に反対する意見書」の提出を求める請願書第 2 号について賛成の立場で討論をいたします。

今、3. 11 福島原発事故による放射能災害の恐ろしさを再認識させられ、原発災害は勘大なる人権侵害を引き起こすものであり、二度と繰り返してはならない。スリーマイル島原発事故 (TMI 原発事故) やチェルノブイリ原発事故をみれば、そもそも原発に絶対的な安全性はないことは明らかで、リスクは常に付きまとう。地震大国である日本における原発は、さらに危険性が高い。そうであれば、原発災害を二度と起こさないためには、原子力発電所を止めるしか方法はなく、脱原発、原子力からの撤退で、再生可能エネルギーに転換して、ふるさと再生をするしかありません。原発震災の教訓としての第 1 は「3. 11 原発震災」がダメ押ししたように核、原子力エネルギーが地球上で「最も危険なエネルギー」であることの再確認であります。第 2 は「3. 11 震災」によって改めて原発が「未完成の技術であり、未完成のシステム」であることを再認識させたことであります。いったん原発事故が起こり、原子炉の暴走が始まれば、人の手で制御コントロールできない上に、使用済み核燃料と放射性廃棄物の「核のゴミ」処理システムも処分場も定まっておられません。さらにその処理に数万年を要します。まさに「原発事故が起こした自然と人間の関わり方の破壊に対する責任」と「核のゴミがもたらす未来に対する責任」が鋭く問われております。第 3 は日本列島が「3. 11 震災」によって「地震列島と 54 基の原

発列島が一体化した危険列島であることです。しかも日本列島の地震活動が活性期に入り、危険水域に入っていることが実証されています。

このような中での愛媛県伊方町にある伊方原発の事故の影響の特質として、2011年12月8日に提訴した「伊方原発運転差止請求事件」では、①伊方原発は閉鎖性海域である瀬戸内海に面している。福島第一原発の事故によって、大量の放射性物質が太平洋に流出したが、はるか彼方のアメリカ大陸に届くほどに広域に拡散し希釈された。ところが瀬戸内海ではそのような訳にはいかない。伊方原発で事故が発生した場合には放出された放射性物質によって、瀬戸内海が重大な汚染を受け、閉鎖性海域ゆえに、まさに死の海となってしまう、漁業に壊滅的な被害をもたらす、沿岸住民らは海の幸を口にするによって、内部被ばくを受けることになる。②また、福島第一原発の場合には大気中に放出された大量の放射性物質が人の居住していない太平洋にも流出したが、伊方原発の場合には事故の際のどのような風向きであったとしても、大気中に放出された大量の放射性物質によって住民が被ばくすることは不可避である。③さらに伊方原発が立地する佐田岬半島は、速吸の瀬戸に向けて細長く突き出した半島である。伊方原発で事故が発生した場合、伊方原発よりも西側になると伊予灘、速吸の瀬戸、宇和海に阻まれて避難自体極めて困難である。④伊方原発で事故が発生した場合には、他の原発とは異なる事故の影響についての上記特質があり、被害は格段に重大なものになってしまうのである。とこのように述べられております。私たちが現実に関心したのが、この前の3月14日、午前2時6分、愛媛県西予市で震度5強、広島県呉市や大分県臼杵市で震度5弱を記録するなど、近畿から九州までの広い範囲で地震があり、岡山、広島、山口、愛媛、高知、大分の6県で計21人がケガをし、内2人が骨折する重傷を負いました。震度5弱だった愛媛県伊方町の四国電力伊方原発には異常がなかったと報道されましたが伊方町では水道管が壊れるなどの被害が出たわけでありまして。気象庁は「南海トラフ地震に直結するとは考えていない」と発表しました。わが多度津町では震度4であったが、強い横揺れが続き、南海トラフ大地震の懸念の中、未明の揺れに緊張が走り、不安でありました。しかし、伊方原発周辺自治体では地震後、原発周知に情報格差が生じたとのことであります。この伊方原発では、1号機は運転開始からすでに36年が経過しており、2号機も31年目となり、3号機は1994年12月から運転を開始したのですが、2030年3月プルサーマル実施ということですが、1号機、2号機ではともに老朽化が進んでおります。国は「老朽化した原子炉の安全性の実証実験はやっていない」と率直に認めたわけでありまして、以前、私たちの多度津町に大型振動台がありました。国がおよそ300億円を出し、民間企業も一部負担して建設した当時では世界一の振動台の施設です。新しく原発をつくるとき



には、多度津町で振動実験も行われました。それが兵庫県に新しいE-ディフェンスと呼ばれる同じ規模の振動台ができたから、もう廃止するのが行政改革だとして造船会社の倉庫として約3億円で売却されました。本当は一度使用した原発の部品の検査となりますと放射化された材料ですから、放射線管理区域として、振動台を扱わなければならなくなります。だからE-ディフェンスは使えないので、多度津町の施設を老朽化した原発の安全性の評価が実験的にできなくなってしまいました。すなわちコンピュータ解析はしても、実際に様々な要素によってどうなるか、これを実証的に調べて両者を比較して検討することはできなくなっているのをごさいます。老朽化した原発の安全性について、実証実験をすることなく、既存原発を当初の30年を超えて長寿命化させ、60年に運転期間を延長しようなどという計画は、到底許されるものではありません。地震国である日本全国の原発で老朽化に伴う深刻な事態が広がっております。今、緊急に取り組まなければならないのは全国にある運転開始から20年を経過したものはもとより、すべての原発について徹底的な総点検を行い、老朽化に伴う材料の劣化や装置内部に生じている傷の進行状況などを明らかにして、その結果に基づいて運転停止や廃炉を含めた抜本的な措置をとることです。伊方原発もその一つです。このようなことから、伊方原発で福島第一原発と同じような事故が発生した場合、100kmから200km圏内の香川県、しかも多度津町でも放射能による深刻な影響が危惧され、決して対岸の火事ではないのであります。

したがって、私は総務教育常任委員会に付託された「伊方原発の再稼働に反対する意見書」の提出を求める請願書の採択については賛成をいたします。以上。

議長（志村 忠昭）

次に、原案に反対者の発言を許します。

佐々木君。

議員（佐々木 勇）

「伊方原発の再稼働に反対する意見書」の提出を求める請願に反対する討論を申し上げたいと思います。

伊方原発の再稼働についてはいろいろな思いがありますが、原子力規制委員会において安全性を審議されているところでありますので、意見書の提出は時期早々と考えるため採択に反対をいたします。以上。

議長（志村 忠昭）

他に討論はありませんか。

村岡君。

議員（村岡 清邦）

私は「伊方原発の再稼働に反対する意見書」の提出を求める請願の採択に賛成の立場で討論いたします。3月14日、午前2時過ぎに携帯電話のいつもと異なる発信音、異常音で目を覚まし、その音が鳴り止まぬとき、ぐらっときました。しばらくは小さな揺れ、そして次に大きな揺れになりました。どれぐらいの時間だったか覚えていませんが、結構長く感じたものです。慌ててテレビのリモコンを探し、テレビの放送を見ました。震源地は伊予灘とのこと。伊予灘となりますと、まず頭をよぎるのが伊方原発のことです。大丈夫だろうか。伊方町は震度5弱との放送がありました。その折、松山放送局の映像など、その他のところも数カ所映像が流れており、松山放送局では職員の方は起きだして、上着を着ながら情報の確認、次に駆け出し素早い行動が見てとれました。その後伊方町の情報は特に変わったこともないことが分かり、ひと安心はしたものの、福島原発事故のことを思い出した方は私一人ではなかったと思います。私は寝床で静まるのを待ち、しばらく携帯電話で情報を確認し、私事ですが、母親の家の電気ヒーターのことも気になりながら、大丈夫かなと思いながらも寝てしまったわけですが、当町でも地震発生ということで防災担当の方々が庁舎に駆けつけ、情報の確認をしたと聞きました。迅速な行動に敬意を表します。先日の総務教育常任委員会でも発言いたしましたが、原発事故に対する避難計画は一時的な避難計画でさえ、すまされてないこと。福島原発事故で発生しているように、極めて多数の世帯の方々が生きる場所を移転するほかないこと。伊方原発で過酷事故が起きた場合、居住地、就労などの移転を含む避難対策が明らかでないこと。伊方原発には南海トラフ巨大地震の震源域に含まれる問題もあること。伊方原発敷地内の活断層は、旧保安院は活断層ではないとの立場をとっているようですが、原子力安全対策課は旧保安院の判断を踏まえてはおりますけれども、再稼働を判断するときには改めて規制委が確認することになるのではないかとというような報道もあることなど、問題は山積をいたしております。福島原発の事故を風化させてはなりません。脱原発、そして、自然エネルギーへの転換こそが求められると考えます。

以上のことから、私は「伊方原発の再稼働に反対する意見書」の提出を求める請願の採択に賛成いたします。以上です。

議長（志村 忠昭）

他に討論はありませんか。

渡邊君。

議員（渡邊 美喜子）

11番、渡邊美喜子でございます。

請願第2号「伊方原発の再稼働に反対する意見書」の提出を求める請願について、賛成の立場で討論いたします。

福島第一原子力発電所で発生しました、あの凄まじい事故の後始末のできていない状態の中で、伊方原発再稼働を容認することは人間の命を無視したといっても過言ではありません。未だに汚染水が日々増え、故郷に帰りたくても、住みたくても、故郷を奪われた現実に対して、なぜ再稼働するのか到底理解ができません。命を軽く見ているとしか思えないのであります。四国四県の住民の皆さんが行った世論調査では、原発を不安、やや不安と答えた人は合計で86.9%に達しています。また東北電力で女川原発の再稼働せずに廃炉にするように求める署名は10万筆を超え、宮城県に提出されました。原発の再稼働は多くの国民が反対であります。絶対に原発は安全と言われてきましたが、安全ではなかったのです。まして伊方原発発電所の位置は活断層が長く通っていて、地震が発生した場合、揺れが大きくなると言われています。福島原発と同じような大惨事が起きる可能性があります。このようなことを政治が行ってもいいのでしょうか。ドイツの国では原発が中止に、廃炉になりました。なぜ日本ではできないのでしょうか。再稼働を許さず、すべての原発の廃止を求めるにも、請願第2号「伊方原発の再稼働に反対する意見書」の提出を求める請願について賛成であります。以上です。

議長（志村 忠昭）

他に討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ないようですので、これをもって、討論を終結いたします。

これより、請願第2号についてを採決いたします。

請願第2号に対する委員長報告は不採択です。

請願第2号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（志村 忠昭）

起立少数です。

よって、請願は不採択することに決定いたしました。

日程第25、議案第22号 多度津町副町長の選任についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

丸尾町長。

町長（丸尾 幸雄）

議案第22号 多度津町副町長の選任について、提案理由のご説明を申し上げます。現在、多度津町副町長としてご活躍いただいております亀井孝行氏から地方自治法第165条第2項の規定に基づき、平成26年3月31日をもって辞任したい旨の届出がありました。つきましては多度津町副町長定数条

例に基づき、平成 26 年 4 月 1 日から後任の多度津町副町長に河西 浩一氏を選任いたしたいので、地方自治法第 162 条の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。河西氏は丸亀市郡家町 2996 番地にお住まいであり、昭和 38 年 6 月 20 日生まれの 50 歳でございます。氏は昭和 61 年 4 月に香川県庁に入庁されて以来、28 年間に渡り、健康福祉部医務福祉総務課係長、総務部人事・行革課副主幹、土木部土木管理課長補佐、健康福祉部医務国保課長補佐を歴任された行政経験が豊富な方でございます。また現在は香川県健康福祉部医務国保課副課長をされている、行政運営に関しまして優れた人材で、人格は高潔でありますので、多度津町副町長として最適任と考えます。なお任期は平成 26 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの 4 年間でございます。よろしくご同意のほどお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第 22 号についてを採決いたします。

本案は、原案の通り、同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り同意することに決定いたしました。

日程第 26、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

この件につきましては、会議規則第 75 条の規定により、お手元に配布いたしております通り、閉会中の継続調査の申出がありますので、お諮りいたします。各常任委員長、並びに議会運営委員長からの申出の通り、閉会中の継続調査に付したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、各常任委員長、並びに議会運営委員長からの申出の通り、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上をもって、本定例会に付議されました議案は、全部終了いたしました。

それでは、これにて平成 26 年第 1 回定例会は閉会いたします。

長時間にわたってのご審議、また、ご協力ありがとうございました。

閉会 午前 10 時 22 分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するため  
ここに署名捺印する。

平成 26 年 3 月 20 日  
第 1 回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記

## 平成 26 年第 1 回多度津町議会定例会議事日程

3 月 20 日（木）午前 9 時開議

- 日程第 1. 会議録署名議員の指名
- 日程第 2. 委員長報告
- 日程第 3. 議案第 1 号 多度津町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第 10 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例（案）の制定について
- 日程第 4. 議案第 2 号 多度津町消防長及び消防署長の資格を定める条例（案）の制定について
- 日程第 5. 議案第 3 号 職員の看護休職に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定について
- 日程第 6. 議案第 4 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定について
- 日程第 7. 議案第 5 号 多度津町公共用財産管理条例の一部を改正する条例（案）の制定について
- 日程第 8. 議案第 6 号 多度津町敬老祝金に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定について
- 日程第 9. 議案第 7 号 多度津町消防手数料に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定について
- 日程第 10. 議案第 8 号 平成 25 年度多度津町一般会計補正予算（第 6 号）について
- 日程第 11. 議案第 9 号 平成 25 年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第 3 号）について
- 日程第 12. 議案第 10 号 平成 25 年度多度津町特別会計公共下水道補正予算（第 3 号）について
- 日程第 13. 議案第 11 号 平成 25 年度多度津町特別会計介護保険補正予算（第 3 号）について
- 日程第 14. 議案第 12 号 平成 25 年度多度津町特別会計後期高齢者医療補正予算（第 1 号）について
- 日程第 15. 議案第 13 号 平成 26 年度多度津町一般会計予算について
- 日程第 16. 議案第 14 号 平成 26 年度多度津町特別会計国民健康保険予算について
- 日程第 17. 議案第 15 号 平成 26 年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所予算について

- 日程第 18. 議案第 16 号 平成 26 年度多度津町特別会計公共下水道予算について  
日程第 19. 議案第 17 号 平成 26 年度多度津町特別会計介護保険事業予算について  
日程第 20. 議案第 18 号 平成 26 年度多度津町特別会計後期高齢者医療予算について  
日程第 21. 議案第 19 号 平成 26 年度多度津町水道事業会計予算について  
日程第 22. 議案第 20 号 多度津町道の路線認定について  
日程第 23. 請願第 1 号 「特定秘密保護法の廃止を求める意見書」の提出を求める請願  
日程第 24. 請願第 2 号 「伊方原発の再稼働に反対する意見書」の提出を求める請願  
日程第 25. 議案第 22 号 多度津町副町長の選任について  
日程第 26. 閉会中の継続調査について